

「ふくおか健康ポイントアプリ」特典協力店登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県（以下「県」という。）が配信する「ふくおか健康ポイントアプリ」（以下「本アプリ」という。）のポイント取得者に対し、特典としてサービスを提供する「特典協力店」の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、ふくおか健康づくり県民運動の一環として、日々の運動や食生活の改善、健（検）診の受診などの健康づくりに県民が楽しみながら取り組むことができる環境づくりを行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「特典協力店」とは、第4条の規定に基づき登録の承認を受け、本アプリのポイント取得者に対し、あらかじめ登録した特典サービスを提供する店舗又は施設等（以下「店舗等」という。）をいう。

2 この要綱において、「事務局」とは、福岡県保健医療介護部健康増進課をいう。

(特典協力店の登録)

第4条 店舗等の代表者で、特典協力店として登録しようとする者は、「ふくおか健康ポイントアプリ専用ウェブサイト」（以下「ウェブサイト」という。）の登録フォームへの入力により、申請を行う。

2 事務局は、店舗等の代表者から登録の申請があったときは、その内容を審査し、本事業の目的に反すると認められる場合又は第5条に該当する場合を除き、承認するものとする。

3 事務局は、特典協力店の登録を承認した店舗等に対し、「ふくおか健康ポイントアプリ協力店ステッカー」（以下「ステッカー」という。）を交付する。

4 登録が承認された店舗等の代表者は、交付されたステッカーを店舗等の入り口など利用者の目に付きやすい場所に掲示するものとする。

5 事務局は、特典協力店の情報（企業・団体名、店舗等の名称、住所、電話番号、店舗等の紹介、サービス内容、ホームページアドレス、営業時間、休業日、駐車場、その他の必要な情報）について、ウェブサイトに掲載する。

6 店舗等の代表者は、ウェブサイトにより登録の申請を行った時点で、前項の店舗情報を掲載することに承諾したものとする。

(暴力団等の排除)

第5条 福岡県暴力団排除条例第6条に基づき、店舗等の代表者又は役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者である場合、特典協力店に登録することはできない。

(特典協力店の利用方法)

第6条 特典協力店は、本アプリのポイント取得者がスマートフォン上の本アプリのクーポンを提示した場合、登録した特典サービスを提供する。

2 本アプリのポイント取得者は、クーポン1回の使用につき、特典サービスを一つ受けることができる。なお、クーポン1回の使用につき、本アプリのポイントを300ポイント消費する。

(登録内容の変更)

第7条 店舗等の代表者は、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容の変更届(様式第1号)を事務局に提出するものとする。

2 事務局は、前項の変更届が提出された場合、内容を審査した上で、ウェブサイトの情報を変更する。

(登録の廃止)

第8条 店舗等の代表者は、特典協力店としてのサービスを停止する場合又は店舗等を廃止する場合は、登録の廃止届(様式第2号)を事務局へ届け出るとともに、ステッカーを撤去しなければならない。

2 事務局は、廃止届が提出された場合、ウェブサイト上の当該店舗等の情報を削除するものとする。

(登録の取消)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、事務局は、特典協力店の登録を取り消すものとする。

(1) この要綱に反する行為があったと認められる場合

(2) 本アプリの社会的信用を損なう恐れがあるなど、特典協力店として不適切と認められる場合

2 前項の場合において、特典協力店は、速やかにステッカーを撤去しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

福岡県保健医療介護部健康増進課 宛て

ふくおか健康ポイントアプリ特典協力店登録変更届

令和 年 月 日

企業・団体名		
店舗名		
代表者名		
担当部署・担当者名		
連絡先 (電話番号・FAX)	TEL :	FAX :
連絡先 (E-mail アドレス)		

以下のとおり登録内容の変更を届け出ます。

変更前の内容

--



変更後の内容

--

※変更を希望する事項について、変更前と変更後の情報をご記入ください。内容を確認した後、ふくおか健康ポイントアプリ専用サイトに掲載している内容を、事務局で変更いたします。

【事務局・お問い合わせ先】 福岡県保健医療介護部 健康増進課 健康づくり第二係

電話番号 092-643-3598

FAX番号 092-643-3271

FAX番号： 092-643-3271

様式2

福岡県保健医療介護部健康増進課 宛て

ふくおか健康ポイントアプリ特典協力店登録廃止届

令和 年 月 日

企業・団体名	
店舗名	
代表者名	
担当部署・担当者名	
連絡先 (電話番号・FAX)	TEL : FAX :
連絡先 (E-mail アドレス)	

本店舗（施設）は、ふくおか健康ポイントアプリ特典協力店の登録の廃止を希望します。

登録廃止希望日 年 月 日

【事務局・お問い合わせ先】福岡県保健医療介護部 健康増進課 健康づくり第二係
電話番号 092-643-3598 FAX番号 092-643-3271

ふくおか
健康ポイントアプリ

特典協力店



KENK FUKU KA

福岡県

アプリのダウンロードは
こちらから



アプリ専用ウェブサイト

<https://www.fukuoka-kenko.biz>